

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年6月 17 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501085号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600097号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和19年10月1日、喪失年月日を昭和20年8月27日に訂正し、昭和19年10月から同年12月までの標準報酬月額を80円、昭和20年1月から同年5月までの標準報酬月額を90円、昭和20年6月及び同年7月の標準報酬月額を110円とすることが必要である。

なお、昭和19年10月1日から昭和20年8月27日までの期間については、脱退手当金を受給した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和19年6月1日から昭和20年8月27日まで
② 昭和21年1月27日から昭和23年12月頃まで

請求期間①についてはA事業所、請求期間②についてはB事業所に勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。いずれの期間も、C職として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間①及び②の期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された辞令によると、請求者はA事業所において昭和19年5月22日付けでD職として同事業所に勤務していたことが認められる。

また、A事業所の「厚生年金被保険者名簿用紙」において、請求者と氏名及び生年月日が一致し、請求期間と同一の昭和19年6月1日から昭和20年8月27日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認でき、当該記録は基礎年金番号に統合されていない上、同事業所に係る当該被保険者名簿用紙において請求者の氏名及び生年月日に一致する記録がほかにはないことから、当該未統合となっている記録は請求者の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、請求者について昭和19年6月1日を厚生年金保険

被保険者資格の取得年月日とし、昭和 20 年 8 月 27 日を喪失年月日とする届出を保険出張所（当時）に対して行ったことが認められる。

しかしながら、上記未統合記録のうち、昭和 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間については、厚生年金保険の被保険者期間として算入されるのは、厚生年金保険料の徴収が開始されることとなった同年 10 月 1 日以降の期間とされているため、被保険者期間として認めることはできない。

したがって、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 19 年 10 月 1 日、喪失年月日を昭和 20 年 8 月 27 日とすることが必要である。

また、請求期間①の標準報酬月額については、請求者の A 事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 19 年 10 月から同年 12 月までは 80 円、昭和 20 年 1 月から同年 5 月までは 90 円、昭和 20 年 6 月及び同年 7 月は 110 円とすることが必要である。

なお、請求期間①のうち、昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 20 年 8 月 27 日までの期間については、請求者の A 事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳及び「厚生年金被保険者名簿用紙」により、昭和 20 年 11 月 19 日に脱退手当金が支給されている期間となっていることが確認できる。

請求期間②について、請求者から提出された辞令によると、請求者は昭和 21 年 1 月 27 日に B 事業所の研究所員として採用されていることが確認でき、同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、B 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、オンライン記録において、前述の辞令に記載された B 事業所の所長と同姓同名である人の記録は確認できるものの、既に亡くなっている上、請求者は当時の同僚の氏名を記憶していないことから、請求者の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501082号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600096号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在はB社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年10月頃から昭和43年5月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和43年5月1日となっているが、同社には正社員として昭和40年10月頃から勤務していたので、請求期間の厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録から、請求期間のうち昭和40年10月1日から昭和41年9月10日までの期間について、請求者は、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、請求期間当時のA社の事業主は、既に死亡している上、B社の事業主は、請求期間当時の資料を保存しておらず、請求者の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

また、A社において請求者と同じ昭和43年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員3人のうち連絡先が判明した一人及び同社において請求期間に厚生年金保険被保険者資格を有する従業員83人(被保険者期間が1年以内の短期在職者を除く)のうち連絡先が判明した19人の計20人に照会したところ、11人から回答があり、このうち請求者が助手をしていたと記憶する同僚一人を含む3人が請求者を記憶しているものの、請求者の勤務期間について記憶している者はおらず、請求者の勤務実態を確認することができない。

さらに、請求者は、自身が保有する実弟の葬儀(昭和41年*月*日)に係る御香典帳にA社の社員8人の名前が記載されていることから、同社に正社員として勤務していたと主張しているが、当該8人のうち連絡先が判明した二人(上記照会者20人に含む)から回答は得られず、請求者の請求期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501769号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(脱)第1600001号

第1 結論

昭和32年1月23日から昭和34年1月25日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和32年1月23日から昭和34年1月25日まで

平成10年頃に社会保険事務所(当時)で自身の年金記録を確認したところ、請求期間について、脱退手当金が支給されていることを知った。

結婚を理由にA社を退職したが、すぐに再就職すると思っていたため、脱退手当金の請求手続きは行っておらず、受け取ってもいないので、脱退手当金の支給記録を取り消して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の請求者が記載されているページとその前後10ページに記載されている女性のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年1月25日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を有する者29人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、19人に脱退手当金の支給記録があり、うち14人が6か月以内に支給されている上、当該19人のうち、同一日に支給決定されている者が3組7人確認できる。

また、請求者の数か月後に退職し受給記録が存する複数の女性は、事業所が脱退手当金の手続きを行ったと思うと陳述していることを踏まえると、当該事業所では脱退手当金の代理請求が行われていたと考えられ、請求者についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年4月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。